

平成

三十年

五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)

平成三十年六月二十一日(木曜日)

議事日程(第四号)

平成三十年六月二十一日 午前十時開議

第一 議第三十四号 五條市不当要求行為等防止条例の制定について

議第三十五号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

議第四十二号 財産の取得について

議第四十三号 平成三十年度五條市一般会計補正予算(第一号)議定について

第二 議第四十号 工事請負契約の締結について

議第四十一号 工事請負契約の締結について

議第四十四号 工事請負契約の締結について

第三 同第七号 五條市教育委員会委員の任命について

第四 発議第二号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

第五 発議第三号 住民の安全・安心を守るため公務公共サービスの拡充・向上と自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書について

第六 発議第四号 地域材の利用拡大推進を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉野	牧岡	平田	養全	伊谷
龍美	美雅	雅耕	耕			佳		雅清	全	賢	
雄子	子範	範司	司実	実孝	孝秀	秀正	正一	一司	司康	康	司

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	副市長	教育長
堀	檜	太
内	内	田
伸	成	好
起	吉	紀

事務局職員出席者

事務局次長	事務局次長	土地開発公社事務局次長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長	政策企画監	技監	理事(総務部長)		
井坂	筒口	昭慎	則一	松本	西本	西本	中本	松本	松本	谷口	森川	松井	石田	井上	平田	稲次	辻田	和田	細川	藤原	吉田
				成久	久美	賢二	智美	武士	晶紀	義彦	和永	茂人	耕昭	裕一	裕美	祥友	剛明	敬太	克哉	曉史	

午前十時零分再開

○議長（平岡清司）ただいまから、去る十二日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。去る十二日に行いました一般質問におきまして、十二番大谷龍雄議員の質問に対して石田都市整備部長から答弁がありました。理事者側からこの答弁を訂正したいとの申出がありますので発言を許します。石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

六月十二日本会議におきまして、大谷議員の御質問の中で、委託料、市道湯塩奥谷線の工事延長についての御質問がございましたが、答弁におきまして、崩落部分の延長が二五メートルとの答弁をさせていただきました。この部分につきまして説明不足がございました。再度説明させていただきます。

まず、委託料でございますので、調査延長が約一八〇メートルで奥行きが約一五〇メートルの広範囲にわたる面積約三ヘクタールの調査及び対策工法についての委託料でございますので、調査の結果、工事延長については決まるということをここに訂正し、おわび申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（平岡清司）以上で発言の訂正終わります。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

事務局係長	車	谷	憲	隆
事務局主任	芳	田	佳	名
事務局係員	窪		勇	人
速記者	柳	ヶ	瀬	五
				美

○議長（平岡清司）初めに日程第一、議第三十四号、議第三十五号、議第四十二号及び議第四十三号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会養田全康委員長。

〔総務文教常任委員長 養田全康登壇〕

○総務文教常任委員長（養田全康）ただいま議題となりました議第三十四号、議第三十五号、議第四十二号及び議第四十三号の四議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本四議案は、去る、六月十二日の本会議において当委員会に付託され、十四日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十四号、五條市不当要求行為等防止条例の制定につきましては、五條市職員が職務を遂行する上で受ける不当な要求行為等に対して、市としての統一的な対応方針等を定め、的確に対応することにより公務の円滑かつ適切な遂行を確保するため本条例を制定するもので、当局から詳細な説明がりましたが、委員から、このような条例を定めなくてはならない事例の有無をただしたのに対し、「事例としては阪合部地区の道路舗装の件であり、議会に対し書面で申入れを行った。不当要求行為等から職員を守り、職務を遂行することができる環境が大事であるため、この条例を制定するものである。」との答弁があり、県下における条例の制定状況をただしたのに対し、「本市を除く十一市全てにおいて、また町村においても二十七自治体中、約半数の十三自治体が条例又は要綱等を制定済みである。」との答弁がありました。委員から、市議会議員は、地元や市民個人からの要望を直接承ることがよくあり、市民の気持ちを代弁する上で確かにきつく言ってしまうときがあると思う。職員の受取方にもよるが、一概に不当要求行為と言われれば、議員の職務の制限になるのではとただしたのに対し、「要望事項は自治会を通していただくのが基本原則となっており、議員と自治会が連携を取り、要望時に議員が同行することもあり、その中で制限はないと思っている。」との答弁があり、委員からは、議員定数も削減し、十二人しかいない中でいろいろな地域の方から話を聞き迅速に対応するのが議員の職責の一つと考えるので制限が掛からないようしっかり議論したいとの意見がありました。また委員から、不当要求か、否かの審査をする審査会などの第三者委員会・第三者機関を付け加えることが公平公正の観点から必要ではないかとの意見があり、また、学校などでモンスターペアレンツと言われる保護者について、学校教育現場での不当要求と言われることになるのかただした

のに対し、「本条例は五條市不当要求行為等防止条例であり、第二条に明記している職員が対象となる。」との答弁がありました。

その後、意見調整のため暫時休憩となり、その間、全委員が慎重に協議を行い、再開後、議第三十四号、五條市不当要求行為等防止条例の制定に対しまして修正案が提出され、提案の趣旨説明がありました。

その内容は、当該条例には不当要求と思われることが発生した場合に調査・審査等を行う審査会が設けられていないことから、第七条として五條市不当要求行為等審査会を設置すること、第八条として審査会の任務を規定し、また第一条中「公務の円滑かつ適切な遂行を確保することを目的とする。」を「公務の円滑かつ適切な遂行を確保し、市民に信頼される公正公平な行政の実現を図ることを目的とする。」に改め、第四条第一項を、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合などに所轄の警察署長への通報その他の必要な措置を講じるものとする規定に改めるなど、認められる原案以外の修正を行ったものであります。

こうして、本案につきましては、慎重審査を経て、修正案について起立による採決の結果、起立全員をもって本修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきましては、官民格差の是正を目的に国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げるため、国家公務員退職手当法等が改正されたことを受け、本市においても当該改正法に準じ、関係条例の改正を行うもので、当局から詳細な説明がありました。委員から、三月定例会において説明を受け、慎重審議の上、否決された議案を再度提出する理由をただしたのに対し、「総務省における特別交付税の算出に当たり、国の方針に準拠しない場合、退職手当の超過支給分について特別交付税から減額する旨の規定が省令等にあり、将来的に本市に支給される特別交付税が減額される懸念があること。また本市以外の県下各市町村は全て改正されている中で、現行支給を行う特別な事情等の十分な説明が果たせない。また、当該交付税に係る毎年の陳情活動に影響が及ぶ懸念がある。」などの答弁があり、委員から、三月定例会における説明の時点で、十分に調べて答弁すべきであるとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て、起立による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十二号、財産の取得につきましては、五條市立学校給食センターにおいて、現洗浄機の経年劣化等による突発的な故障等により、給食の提供に支障を来すことがないよう洗浄機一台を購入するもので、当局から説明があり了承した次第ですが、委員から、現洗浄機の状態等についてただしたのに対し、「納入後十五年以上経過しており、平成二十九年は不具合で十回の修理を行い、その費用が百五万九千円を超えており、今年度も二回のトラブルが発生している。また、機器の製造から十年以上経過したものは、部品の調達が非常に困難

となり、取替部品の納期の長期化や部品価格の高額化を懸念している。「また、既存の機器は、今回の納入業者により撤去、廃棄処分される。」との答弁があり、委員から、廃棄証明や産業廃棄物の確認などについてただしたのに対し、「廃棄については証明の写真等の提出を求めているが、もう一度精査し、必要であればマニュアルの提出を求めるなど最終確認に努めたい。」との答弁がありました。また、委員から、撤去される機器の年数は相当たっているが高額な機器でもあり、まだ残存価値があるものなのか、全くの処分対象なのかよく考慮しておいてもらいたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十三号の審査の冒頭に石田都市整備部長から、六月十二日の本会議一般質問における大谷議員への委託料に係る答弁において説明不足があったため、おわびと補足説明がありました。

次に、議第四十三号、平成三十年年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算及び地方債の補正で、歳入歳出予算の補正としては、予算総額に歳入歳出それぞれ七億九千六百六十二万円を追加し、歳入歳出予算の総額を二百十億五千六百六十二万円とするもので、歳出予算の主な内容は、新庁舎建設事業費二千九百万円、生活保護総務費委託料百六十二万円、（仮称）木質チップ生産施設整備事業費四千九百万円、道路維持費三千八百万円、農地災害復旧費及び農業用施設災害復旧費二億八百万円、道路橋梁災害復旧費及び河川災害復旧費四億六千六百万円で、その財源は、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、市債で賄い、歳出との均衡を図ったもので、当局の詳細な説明により了承した次第であります。委員から、新庁舎建設事業費委託料一千万円についてただしたのに対し、「新庁舎予定地北側から市道中之今井線までの工用道路を工用車両が通行することに伴い、家屋の損壊等が発生した場合の確認のため事前に三十三戸の家屋の外観調査を行うものである。」との答弁があり、また委員から、（仮称）木質チップ生産施設整備事業費の工事請負費二千五百万円及び備品購入費二千四百万円についてただしたのに対し、「工事請負費は木質チップ生産の機械と四〇トンのトラックスケールで、備品購入費はチップ輸送用トラック、フォークリフト及びミニホイールローダーの購入費である。」との答弁があり、委員から、補助事業の名称をただしたのに対し、「林野庁の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業である。」との答弁がありました。また委員から、循環型社会の構築には、この木質チップをきすみ館だけではなく、建替え計画中の花咲寮のボイラー等にも活用することも必要ではないかとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「五條市公共施設等総合管理計画」について報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十二日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本四議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第三十四号、五條市不当要求行為等防止条例の制定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は修正であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり修正することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本案は委員長の報告のとおり修正可決されました。

○議長（平岡清司）引き続き、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。ただいま本案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（平岡清司）次に議第三十五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（平岡清司）次に議第四十二号、財産の取得についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第四十三号、平成三十年年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司） 次に日程第二、議第四十号、議第四十一号及び議第四十四号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正） ただいま議題となりました、議第四十号、議第四十一号及び議第四十四号の三議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本三議案は、去る、六月十二日の本会議において当委員会に付託され、十五日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

冒頭、吉田雅範副委員長から四月開会の厚生建設常任委員会における質疑の中で誤解を招いた発言があった部分の撤回とおわびがありました。

初めに、議第四十号、工事請負契約の締結につきましては、みどり園跡地整備に伴う解体撤去工事で、設計金額は消費税抜きで三億九千二百八十八万円であり、契約の方法は、総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札で、五條市建設工事等請負業者選定審査会で定めた入札の条件下、四者が入札に参加し、五月十八日に開札を行った結果、消費税抜きで株式会社中川組が三億五千三百五十九万二千元、大栄環境株式会社三億五千四百三十七万八千円であり、村本建設株式会社奈良本店と株式会社松村組については失格となり、評価値が三二・二四〇で最も高い株式会社中川組が落札したもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、今回の入札に五條市内の業者が入っていない理由をただしたのに対し、「五條市建設工事等請負業者選定審査会において、五條市建設工事等競争入札参加資格のとび・土工又は解体工事の登録を受けた者かつ建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果におけるとび・土工コンクリート又は解体又はとび・土工コンクリート解体の総合評価値が九百点以上、過去十五年以内にしゅん工した解体工事の元請実績を有する者という条件に市内業者が当てはまらなかったということである。」との答弁がありました。また、委員から解体に係るアスベストやダイオキシンの処置につい

てただしたのに対し、「アスベストについては事前調査により建屋には存在しないことが分かっているが、万一発見された場合、仕様書に従いきちんと処置対応し、ダイオキシンについても焼却炉から煙突に至る煙道内などに存在するものを外に漏れないよう密閉処理により除染し、無害化してから解体する性能発注方式により施工者が責任を持って適切に処理することとなっている。」との答弁がありました。

次に、議第四十一号、工事請負契約の締結につきましては、ごみ中継施設建設工事で、設計金額は、消費税抜きで三億七千九十八万円であり、契約の方法は総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札で、五條市建設工事等請負業者選定審査会で定めた入札の条件の下、三者が入札に参加し、五月十八日に開札を行った結果、消費税抜きで株式会社キタムラが三億六千万円、株式会社田原建設が三億七千万円で、株式会社ゴセケンが辞退したため、評価値が三〇・八三三で最も高い株式会社キタムラが落札したもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第四十四号、工事請負契約の締結につきましては、五條市新庁舎（国・県・市集約型）建設造成工事二工区で、設計金額は、消費税抜きで二億八千六百四十五万円であり、契約の方法は、総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札で、五條市建設工事等請負業者選定審査会で定めた入札の条件の下、二者が入札に参加し、六月七日に開札を行った結果、消費税抜きで檜尾・畠山・大池特定建設工事共同企業体が二億五千四百五十八万八千円、田原建設・キタムラ・森岡組特定建設工事共同企業体が二億五千三百四十八万円で、評価値が四六・〇〇七で最も高い、檜尾・畠山・大池特定建設工事共同企業体が落札したもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、二工区と一工区の工事内容についてただしたのに対し、「二工区は敷地周辺のブロック擁壁及び調整池の設置工事で、一工区は主に敷地中央付近の土の移動で、盛土、切土等の造成工事である。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された三議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十二日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第四十号、議第四十一号及び議第四十四号の三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの厚生建設常任委員長から報告がありましたとおり、本三議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第三、同第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）同第七号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第七号、五條市教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

五條市教育委員会委員のうち井田栄子委員の任期が本年八月七日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求めらるるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

井田栄子氏は、現在教育委員会委員を始め民生委員、児童委員として市の福祉向上に御尽力をいただいております。

また、絵本の読み聞かせなど、子供たちへのボランティア活動にも熱心に取り組み、保護者の思いを教育行政に反映できる視点を併せ持った方でもあります。

人格が高潔で、教育・学術及び文化に関して識見を有し、人望も厚く教育委員会委員として適任者であります。なお、任期につきましては、平成三十年八月八日からの四年間であります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（平岡清司）次に日程第四、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第二号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成三十年六月二十一日提出

提出者 五條市議会議員 藤 富 美恵子

賛成者 五條市議会議員 岩本 孝

提案理由、現在の社会情勢及び市の財政状況を考慮したため。

○議長（平岡清司）提案理由の趣旨説明を求めます。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第二号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

現在、五條市は他の自治体と同様、少子高齢化・人口減少が進んでおり税収の伸びが期待できない状況にあります。また、地方交付税の減額など、五條市を取り巻く環境は大変厳しくなっております。

そんな中、一昨年、平成二十八年度に国民健康保険税が引き上げられました。そして、本年、平成三十年度からは、水道料金が四月から平均一〇パーセントアップ、介護保険料は七月から基準月額五百円アップ、そして再度、国民健康保険税が引き上げられます。このように、市民の生活は、今後ますます苦しくなることが予想されます。

しかしながら、議員の年間支給額については、人事院勧告に伴う期末手当の改正に伴い、平成二十六年と比べると、約十二万円の増額となっております。

全国的に見て、五万人未満の市の中の五條市の議員報酬は高額であること、そして市民の皆さんの負担増を考慮し、今回、議員報酬二〇パーセントの削減を提案するものであります。

改正の内容は、平成三十年十月一日から、現在の議員任期であります平成三十三年十一月三十日までの間、議会の議長、副議長及び議員に支給する議員報酬を、それぞれ一〇〇分の二〇を乗じて得た額を減じるとし、具体的には、議長の報酬月額を「五十三万八千円」から「四十三万四百円」に、副議長の報酬月額を「四十六万九千円」から「三十七万五千二百円」に、議員の報酬月額を「四十一万八千円」から「三十三万四千四百円」とするものであります。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、七番岩本 孝議員の発言を許します。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されております議案に対し、賛成の立場から討論いたします。

全国市議会議長会が実施いたしております「市議会議員報酬に関する調査結果」によれば、平成二十八年十二月三十一日現在における本市議会議員の報酬月額、人口五万人未満の二百六十九市と比較した場合、高額順では上位から六番目になります。また二百六十九市の平均報酬額は、三十三万三百円でございます。

一方、本市の厳しい財政状況につきましては、既に御案内のとおりでございます。新庁舎や花咲寮の建替え等、多くの財源を必要とする大変重要な時期を迎えております。

こうした状況に鑑みまして、一定の範囲内において議員報酬を減額することは、私の政治公約でもあります。本市の報酬額を類似市の全国平均に近づけてこそ、我々の議会活動に対し、市民から真の理解を得ることができると確信するものでございます。

私は、以上のような理由によりまして本案に賛成するものでありますが、議員各位におかれましても、何とぞ御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）以上で討論を終結いたします。

これより本案を起立により採決いたします。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この議案につきましては、退席をさせていただきます、採決に当たりましては棄権をさせていただきますと思っております。その理由を二点申し上げます。

まず一点は、この議案は議員だけに関係する議案でありますから、もう少し議員間で議論を深めるべきではなかったかなと思います。

もう一つの理由は、五條市の市議会議員に関する政務活動費につきましては、月額三万円を上限として年額三十六万円を申請に基づいて年度初めに申請議員の口座に先に振り込むという制度になっておりますけれども、やはりこういったやり方をまず改めて、使用目的を明らかにした交付請求書の提出に基づいて交付していくことに改める改革をすべきだと、また年額三十六万円も減額すべきだという、こういう政務調査費の制度改革をまず先にすべきだという、この二点で退席をさせていただきたいと思っております。

議長、ひとつ取り計らいのほどをよろしくお願いします。

○議長（平岡清司）お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第五、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第三号、住民の安全・安心を守るため公務公共サービスの拡充・向上と自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

平成三十年六月二十一日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 山口耕司

○議長（平岡清司）提案理由の趣旨説明を求めます。山口耕司議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）ただいま上程されました発議第三号、住民の安全・安心を守るため公務公共サービスの拡充・向上と自治体臨

時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書について、議長より発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

住民の安全・安心を守るため公務公共サービスの拡充・向上と自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書（案）

平成二十九年五月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法が改正され、平成三十二年四月に施行されます。地方自治体に働く臨時・非常勤職員は全国で六十五万人を超え、臨時・非常勤職員なしには自治体行政は一日たりとも運営できないといっても過言ではありません。

民間企業に働く非正規雇用労働者では、平成三十年四月から労働契約法第十八条に基づく無期雇用への転換請求が始まります。一方で、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法が適用されず、任用であることを根拠に、「いつまでも非正規、いつでも雇い止め可能」な劣悪かつ不安定な状態におかれています。これは改正地公法・自治法施行後も変わるものではありません。

つきましては、住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上と自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上を図るため、下記の項目について強く要望いたします。

記

- 一 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。
 - 二 勤務時間による賃金・労働条件の格差を解消する地方自治法改正を速やかに実施すること。
 - 三 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により提出する。

平成三十年六月二十一日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。
お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出すること決しました。
なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（平岡清司）次に日程第六、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第四号 地域材の利用拡大推進を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成三十年六月二十一日提出

提出者	五條市議会議員	山口耕司
賛成者	五條市議会議員	岩本孝
〃		養田全康

○議長（平岡清司）提案理由の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第四号、地域材の利用拡大推進を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

地域材の利用拡大推進を求める意見書（案）

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山林に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要です。

このため、「新たな森林管理システム」の下で意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用拡大のための施設整備など、川上から川下までの取組を総合的に推進する必要があります。

また、低層公共建築物の六割以上を占める民間部門が主導する公共建築物の木造化・木質化や、「地域内エコシステム」構築による、木質バイオマス等のエネルギー利用などを進める必要があることから、政府におかれては、下記の項目を実現するよう強く要望します。

記

- 一 公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税（仮称）の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取組が円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。
- 二 公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取組を推進すること。
- 三 中高層、中大規模の木造公共建築物が都市部を含めて普及されるよう、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材に関する技術開発や人材育成に対する支援の拡充を図ること。
- 四 病院や介護施設、保育園、学校等を経営する民間事業者が、施設整備にあたって木材を積極的に利用できるようになることが重要であり、このため、木材が持つ調湿機能やリラククス効果、衝撃吸収性などの特性を普及するとともに、それぞれの施設における効果的で望ましい木材利用の在り方について経営者、設計者、デザイナー、施行者等が参画して検討・検証を行う取組を進めること。

五 木材製品を安定的・効率的に供給するために、木材加工流通施設を整備するとともに、木材利用を拡大するために、発電利用や熱利用で活用できる木質バイオマス利用促進施設を整備し、木材産業の競争力強化を図ること。
以上、地方自治法第九十九条の規定により提出する。

平成三十年六月二十一日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出すること決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（平岡清司）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五十五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（平岡清司）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十二日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成三十年度五條市一般会計補正予算を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り、また円滑なる運営に御尽力、御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際しまして、本会議並びに各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励いただきますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございます。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成三十年第二回定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

今議会に提出いたしました議案につきましては、一部を除き可決・承認を得ましたことに心からお礼を申し上げます。次第であります。

本定例会中に議員各位からいただきました御意見、御提言を踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政の発展のために御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

これから厳しい暑さを迎えるわけでありませけれども、議員各位におかれましてはどうぞ健康には充分御留意していただき、今後とも市政の発展と市民の幸せのため一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます、閉会に当たつてのお礼の挨拶とさせていただきます。
ありがとうございます。

○議長（平岡清司） これをもちまして、平成三十年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午前十時五十分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 平 岡 清 司

署 名 議 員 福 塚 実

署 名 議 員 山 口 耕 司

署 名 議 員 吉 田 雅 範